

別府市告示第 300 号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2の規定により、次の者の国民健康保険税督促状を公示送達します。

なお、上記の督促状は大分県別府市長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年6月1日

大分県別府市長 長野 恭紘



氏名	書類				
	賦課年度	課税年度	税目	種類	期別
ロア スンジュン	R 7	R 7	国民健康保険税	督促状	10
バヤルサイカン インドラ	R 7	R 7	国民健康保険税	督促状	10
スリャバンシ パラナバ サラジェラオ	R 7	R 7	国民健康保険税	督促状	10
サイド ヤシン	R 7	R 7	国民健康保険税	督促状	7
ビ ショウケツ	R 8	R 7	国民健康保険税	督促状	1
コウ イクテイ	R 8	R 7	国民健康保険税	督促状	1
コ ケン	R 8	R 7	国民健康保険税	督促状	1
ゴ チョウオク	R 8	R 7	国民健康保険税	督促状	1

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、別紙の書類の送達があったものとみなされます。